

新型コロナウイルス感染症の診療体制について

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、一部制限の緩和を行っていますが、12/11（月）より更なる緩和を実施いたします。まだ完全解除とは言えませんが、ご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

- ① 発熱での受診は現行通り **電話予約のうえ午後外来**で対応いたします
- ② 外来受診の際は必ず **マスクの着用**をお願いします
- ③ 面会制限を **部分的に緩和** します
(**平日の午後2時～4時 ※土日祝、年末年始 12/30～1/3は不可**)
(**1回 家族2人まで、30分以内、週2回まで**)
(**但し、小学生以下のお子様の面会は出来ません**)
- ④ 入院後の **売店利用** は、 **マスク着用のうえ利用可**
- ⑤ 入院後の **外出、外泊は引き続き禁止** といたします

令和5年12月11日 社会保険直方病院 病院長